

令和6年 八潮市農業委員会3月総会 議事録

1 開催日 令和6年3月22日(金)

2 開催時間 午後2時00分から

3 会場 市役所会議室3-4

4 出席委員 13名

会長 1番 小早川喜一

会長職務代理者 2番 鈴木 新一

委員 3番 大塚 一宏

10番 松田 淳一

4番 齋藤 富子

12番 石井 清巳

5番 福岡 達則

13番 関根 幸子

6番 飯山 敏行

14番 荻野 透

7番 新井 孝美

15番 白倉 明久

8番 鈴木 隆

(11番 欠員)

5 欠席委員 1名

委員 9番 田中 幸夫

6 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人の選任

第3 書記任命

第4 議 事

議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明の件

7 転用等届出受理報告

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の件

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の件

8 その他

9 農業委員会事務局職員

局長	瀧沢 昭仁
係長	清水 茂
主任	五十嵐陽子

開会 午後 2時00分

◎開会の宣告

○事務局長 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまより八潮市農業委員会3月総会を開会いたします。

定足数につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」とございます。現任委員は14名ですので、8名以上の委員の出席が必要となります。

本日の出席者は13名でございます。定足数に達しており、本日の農業委員会は成立していることをご報告いたします。

なお、9番、田中幸夫委員からは欠席の連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。それでは、開会に先立ちまして、小早川会長よりご挨拶をお願いいたします。

◎会長挨拶

○会長 委員の皆様、改めましてこんにちは。

桜の開花が待たれるところでございますけれども、このところでちょっと寒気がまた来まして、ちょっと足踏みをしているような状態でございます。

先週の土日、花桃まつりが中川の河川敷のほうで行われまして、好天に恵まれまして、人出が多かったようでございまして、直売所で地場産の野菜を販売したそうなのでございますけれども、日曜だけで〇〇万、直売所の店長が言うには日曜だけで〇〇万の売上げがあったと、相当人出があったみたいでございます。多くの市民、そして近隣の皆さんがお見えになって楽しまれたんだろうと思います。

もうじき4月になってまいります。桜が咲くようになりますと、いよいよと農作業のほうも準備をしなければならぬことが多々あると思います。皆さんご自愛をいただきながら、農作業に励んでいただければと思います。

今日一日、またよろしく願いいたします。

○事務局長 ありがとうございました。

本日の傍聴者につきましては出席の方がおりませんので、ご報告申し上げます。

ここで、資料の確認をさせていただきます。

資料の不足、乱丁等がある場合は、恐れ入りますが、手を挙げてお知らせ願います。

①八潮市農業委員会3月総会次第

A4横

②八潮市生産緑地地区追加指定受付のお知らせ

(公園みどり課農業委員会説明資料 - 1)

③特定生産緑地地区指定受付のお知らせ

(公園みどり課農業委員会説明資料 - 2)

④令和6年度最適化活動の目標の設定等

(資料 - 3)

⑤農業委員会による最適化活動の推進等について

(資料 - 3 - 2)

⑥農地利用最適化推進1・1・1運動の活動報告について

(資料 - 4)

(+報告用紙1枚)

⑦「令和7年度県農地利用の最適化施策に関する意見」の提出の実施と意見集約への協力
依頼について (+埼玉県農業会議行き意見書様式1枚)

(資料 - 5)

⑧令和6年度農業委員会総会及び研修会等日程表(案)

(資料 - 6)

⑨令和6年度八潮市農業予算概要

(資料 - 7)

⑩2024年農業委員会活動記録セット

⑪かすかべのうりんナビ

資料番号なし

こちらの中には〇〇〇さんの記事も載っておりますので、よろしかったらご覧になってください。

⑫農業委員会委員活動記録簿(3月~4月分)

以上12点の資料となります。資料の漏れ等はありませんでしょうか。

農業委員会の活動記録セットにつきましては、こちらの中に入っている活動記録簿のページにつきましては、本市は独自の記録簿を使用しておりますので使われなくて結構ですが、農業委員の業務についても記載されているほか、相談を受けた際の記録や総会などでの記録、スケジュールの記載などに利用できますので、引き続き活動記録セットをご活用ください。

それでは、次第に基づいて、議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第4条の規定に、「会長は、総会の議長となり議事を整理する」とうたわれておりますので、小早川会長に議事の進行をよろしくお願いいたします。

次第3の議事録署名人の選任から次第7のその他まで、よろしくお願いいたします。

◎議事録署名人の選任

○議長 それでは、次第に基づきまして進めたいと思います。

次第3の議事録署名人の選任についてでございますが、こちらからご指名してよろしいで

しょうか。

—— 委員より「はい」の声あり ——

○議長 ありがとうございます。

それでは、3番、大塚一宏委員、8番、鈴木隆委員にお願いをいたします。

◎書記任命

○議長 次に、次第4の書記任命でございますが、瀧沢事務局長にお願いをします。

○事務局長 はい。

◎議案第4号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、次第5、議事に入ります。

議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明の件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 次第の1ページをご覧ください。

議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについてであります。

番号1、買取り申出する生産緑地の所在、〇〇〇字〇〇〇-〇の一部、登記地目、畑、現況地目、畑、〇〇〇平米、〇〇-〇の一部、登記地目、畑、現況地目、畑、〇〇〇平米、〇〇-〇、登記地目、畑、現況地目、畑、〇〇平米、合計〇〇〇平米になります。主たる従事者の住所・氏名、〇〇〇、〇〇〇、申出者の住所・氏名、同住所で、〇〇〇、主たる従事者との続柄は〇〇さんが〇〇さんの子になります。買取り申出の生じた日及び理由、令和6年〇月〇日、主たる従事者の死亡となります。

次に、場所の説明をしてまいります。隣の2ページをご覧ください。

市役所の〇側の出口を出まして、〇つ目の信号で〇〇〇線、〇〇〇の交差点に当たりますが、ここを〇折しまして、〇つ目の信号、〇側に〇〇〇のある交差点を〇折して、ずっと〇〇〇〇方向に進みます。そのまま〇〇キロメートルほど走ると〇〇〇〇のある〇〇〇〇との交差点に到達しますが、そこからさらに〇〇メートルほど〇進みますと、2ページの地図にございます〇〇〇〇の前に到達します。〇〇〇〇の〇側、黒く着色した部分が今回の申請地となります。2つに分かれたような形で、間に住宅がありますけれども、ここが〇〇さんのお宅となります。

現地の様子は1枚めくっていただいて、3ページ、結構広範囲にわたりますので、写真の1番が〇〇〇の〇〇方向から撮った写真。2番も〇〇〇の〇〇方向から、1よりちょっと〇側のところから撮った写真。3番、4番は住宅よりも〇側の地点から撮った写真となります。事務局からは以上です。

○議長 ありがとうございます。

それでは、同議案につきまして、地区担当の13番、関根幸子委員より、現地調査の結果並びに補足説明がございましたらお願いいたします。

○13番（関根幸子委員） 3月19日に調査に伺ってきました。

こちらは今現在も〇側の畑には菜花が一面植わっておりまして、長い間耕作されている様子が見受けられました。現在も農地としての管理としては、とてもしっかりされている様子でした。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と13番、関根幸子委員より、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明の件について説明がございましたが、何かご質問、ご意見等がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてから発言をお願いいたします。

ありませんか。よろしいですか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思えます。原案のとおり賛成の方の挙手をお願いをいたします。

——— 挙手全員 ———

○議長 挙手全員でございますので、本件は原案のとおり可決いたします。

◎転用等届出受理報告

○議長 次に、次第6、転用等届出受理報告につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、次第の4ページをご覧ください。

まず、報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出につきましては、記載のとおり共同住宅敷地1件、駐車場1件の合計2件の届出を受理いたしました。

次に、5ページをご覧ください。

6ページ、7ページにかけまして、報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出につきましては、こちらに記載のとおり、住宅敷地5件、共同住宅敷地5件、駐車

場敷地1件、コンテナ倉庫1件、杭打ち試験場1件の合計13件の届出を受理いたしました。
以上です。

○議長 ありがとうございます。

それでは、この後、数分間、届出の内容を確認する時間を設けますので、その後で質問がありましたらお願いをいたします。

4ページから7ページになります。

それでは、ご確認をお願いいたします。

———— 資料確認 ————

○議長 そろそろよろしいでしょうか。転用等届出受理報告について、何かご質問がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてから発言をお願いをいたします。

8番、鈴木隆委員。

○8番（鈴木 隆委員） 5ページの2番なんですけれども、杭打ち試験場という名目があるんですけれども、杭打ち試験場の内容的にはどんな感じなんですか。がっくんがっくんやるんだか、穴を掘ってやるんだか。周りに家があるかどうか分からないですけれども、振動とか、騒音とか、それはどうなのかなと思ひまして、質問させていただきました。

○事務局 こちらは詳しい図面とかはないんですけれども、今の時代ですから、やっぱり杭打ちというと、ぱっとイメージ的にはがっくんがっくんというイメージ湧くんなんですけれども、オーガ式といいますか、スクリーンのついたようなもので掘っていく工法で間違いないと思います。この会社、会社自体がこの敷地に隣接したところにあります。元からあるところなんで、恐らくそこで杭打ちというのは地盤に応じて全然やる工法が変わってくるんですけれども、打撃式ということはないと思います。〇〇〇のそばでもありますので、面積からいってまちづくり条例の基準にも従うことになりますので、その辺は担当課からも調整済みで出された計画なので、大丈夫だと思います。

○議長 よろしいですか。ありがとうございました。

そのほかにございますか。

———— 委員より意見なし ————

○議長 ないようでしたら、転用等届出受理報告は終わりにしたいと思います。

◎その他

○議長 続きまして、次第7、その他にまいります。

その他につきましては、報告事項が3件、協議事項が2件、依頼事項が2件ございます。

○議長 最初に、公園みどり課よりお知らせ事項が2件ございます。

ただいま、公園みどり課の内海課長と峰川さんに入室いただきました。

それでは、生産緑地地区の追加指定の受付について、続けて特定生産緑地地区の指定受付について説明をお願いいたします。

○公園みどり課長 皆さん、こんにちは。公園みどり課の内海と申します。

日頃より農業委員の皆様方におかれましては、公園緑地行政の推進につきまして多大なるご支援、ご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、令和6年度の追加指定と、特定生産緑地指定の受付に関しての説明をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、担当より説明をさせていただきます。

○公園みどり課職員 公園みどり課計画係の峰川です。

令和6年度生産緑地地区の追加指定の受付のお知らせと、特定生産緑地地区指定受付のお知らせについて報告いたします。

本日の資料ですが、資料1、八潮市生産緑地地区追加指定受付のお知らせと資料2、特定生産緑地地区指定受付のお知らせになりますが、資料の配付漏れ等はございませんでしょうか。

それでは、右上に資料1と記載された八潮市生産緑地地区追加指定受付のお知らせから説明いたします。

指定要件をご覧ください。

生産緑地地区に指定できる農地は、下の3つの要件となっております。

1つ目は、生産緑地法第3条第1項及び第2項に規定するもの。

2つ目は、現に農業の用に供されているもの。

3つ目は道路に接しているもの。

以上、該当する一団のものとなります。

次に、指定しない農地をご覧ください。

指定要件にかかわらず、記載されているいずれかに該当する農地については、生産緑地地区の指定を行わないものとします。

代表的な事例としましては、(4) 生産緑地法第10条の規定に基づく買取り申出があり、行為の制限が解除されたもの。(5) 仮換地の指定により仮換地の地積が300平方メートル未満となるもの。(6) 農地が道路と接する部分の長さが2メートル以上確保できないもの、または塀等により道路側から農地を目視できないものとなります。

下側の受付期間をご覧ください。

受付は4月1日月曜日から4月30日火曜日までの期間で、土日祝を除く平日8時半から17時15分まで、公園みどり課の窓口で受付を行います。

なお、追加指定を希望される場合は、事前相談が必要となります。

この内容につきましては、3月10日の広報やしお、そして本市のホームページに掲載しております。

もし、こちらの追加指定につきまして、農業委員会の皆様の方にご相談等ございましたら、公園みどり課までご案内をお願いいたします。

続きまして、右上に資料2と記載された特定生産緑地地区指定受付のお知らせをご覧ください。

生産緑地地区の指定から30年経過する地区について、特定生産緑地として指定することにより、現在適用されている税制特例措置を10年延長することができます。

なお、特定生産緑地への指定については、生産緑地地区指定から30年を経過する前に指定の手続をする必要があります。

また、特定生産緑地へ申請しない場合、市への買取り申出はいつでも可能となりますが、固定資産税が段階的に増加し宅地並み課税となることや、今後、相続税が発生した際の納税猶予は受けられなくなります。

この対象となる生産緑地ですが、平成8年5月10日に生産緑地として指定した農地が対象となります。

次に、受付期間ですが、令和6年4月1日月曜日から4月30日火曜日と、令和7年4月1日火曜日から4月30日水曜日の2か年となります。両年とも土日祝を除く平日8時半から17時15分まで、公園みどり課の窓口で受付を行います。

あわせて、必要書類ですがご覧のとおりになっており、同意確認書と指定図については、各地権者へ昨年12月上旬頃に郵送しております。提出は各1部となります。

裏面をご覧ください。今後のスケジュールについて記載しております。

令和6年4月から第1期の指定申請受付を開始する予定です。そして、11月は都市計画審議会での意見聴取を行い、意見がなければ、12月に指定の告示をし、所有者へ指定通知を発送いたします。また、令和7年4月から第2期の指定申請受付を開始する予定となっており、申請受付期間としては最終となります。以後は令和6年度と同じ流れとなります。

また、特定生産緑地に指定しなかった生産緑地については、令和8年5月11日から買取り申出受付が始まる予定となっております。

公園みどり課からは以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま2件の説明がございました。何かご質問、ご意見等がございましたら、挙手にて

自分の議席番号、氏名を述べてからお願いをいたします。

8番、鈴木隆委員。

○8番（鈴木 隆委員） 8番、鈴木です。

前回は新規でまた生産緑地の申立てというか、新しくあったと思うんですけども、そのときって新規ではどれぐらいの面積だったんですか。何平米とか、ゼロではないですよ、きっと。

○公園みどり課職員 令和5年度は、古新田地区と浮塚地区の2か所です。

○公園みどり課長 申し訳ございません、手元に資料がないため、平米数まではお答えできません。

○8番（鈴木 隆委員） いいです。2件ですね。ありがとうございます。

○議長 よろしいですか。

ほかにございますか。

2番、鈴木委員。

○2番（鈴木新一委員） 畑やっている人からちょっと相談受けたんですけども、今、生産緑地に指定されている農地の所有者は違うんですけども、その奥に数年前から畑として使用しているんですけども、去年までは雑種地課税されていたらしいんです。資産税課のほうに行って、それを現地調査してもらって、畑として認定してもらったらしいんですけども、それをまたできれば追加の生産緑地指定を受けたいということで相談に行ったんですけども、それは認められないというふうに言われたというんですけども、この指定しない農地の中の（6）、私も知らなかったんですけども、道路と接する部分の長さが2メートル以上確保できない、しなくちゃいけないと書いてある、これに該当するのかなと思ったんですよ。ただ、今まで所有者が違うものの生産緑地に指定されている土地は道路に接していて、その奥に今回、相談受けた人の畑があるらしいんですよ。

そういった場合というのはやっぱり駄目なんではなかね。

○公園みどり課長 この場合は、今回の場合、6に該当していること、また、追加指定する面積が100平米以上無いことが支障となっています。

○2番（鈴木新一委員） 1筆で100平米以上、それに引かかるんですね。分かりました。ありがとうございます。

○議長 よろしいですか。

ほかにございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようでしたら、この件についてはこれで終わります。

それでは、公園みどり課の職員の皆様、ありがとうございました。

○議長 次に、協議事項、令和6年度最適化活動の目標設定等について、事務局より説明をお願いをいたします。

○事務局 それでは、事前に郵送で送らせていただきました資料3と、あと本日お配りした資料3-2をご用意ください。

○議長 資料3、お持ちにならない方いらっしゃいますか。

○事務局 よろしいでしょうか。それでは、最初に本日お配りした資料3-2のほうからご覧ください。

こちらは、令和4年2月2日に農林水産省経営局長からの通達で、この頃、農業委員会にとって大きな動きがありまして、農業委員会の動きをより見える化といいますか、もっと透明性をアピールをするような形で、いろいろなことを求められるようになりました。今、皆さんに毎月提出いただいている活動記録簿もこの通達を受けて始まったものとなります。その中で、1枚めくっていただいて、隣の3ページをご覧ください。そういったいろんな動きがあった中で、3ページの上のほうの2番にやらなければいけないこととして、最適化活動の目標の設定及び公表・報告。農業委員会は、毎年度3月末までに翌年度の最適化活動の目標を次により設定し、4月末までに公表するとともに、都道府県知事に報告するものとするされました。ということで、今回の総会で皆さんに令和6年度の目標の設定の仕方について、ご確認いただきたいということで、事前に目を通していただくということで、資料3のほうを事前に郵送させていただいたところです。3ページのところで、それから目標の設定の仕方とか、いろいろなところの基準が出ていますけれども、全部説明すると長くなりますので、これは後で読んでおいていただければと思います。この目標の設定の仕方に従いましてつくったものが資料3となります。資料3のほうをご覧ください。

こちらが今月中までに作成し、来月までに県に報告するとともに、ホームページ等で公表するものとなります。それでは、内容について順に説明してまいります。まず、最初のページ、農業委員会の状況というのは、定数とか実数とか、主な数字を書くだけなんですけれども、2番の農家・農地等の概要につきましては、これは直近の農林業センサスですから2020年の農林業センサスの結果の数値を転記するようになっています。なので、毎年配っている八潮市の農業ニュースの数字とはちょっと違ってきます。右端のほうに認定農業者の欄がありますけれども、現在八潮市の認定農業者が40経営体、下に基本構想水準到達者4名というのがありますけれども、基本構想水準到達者というのは、以前認定農業者で、その後更新時期に更新しなかった方です。更新をしなかったんですけれども、同規模で農業経営されている方は基本構想水準到達者としてカウントしているということになります。

一番下の耕地面積は、下に小さい字で書いてありますけれども、耕地及び作付面積統計と

いう国が行っている統計調査に基づいた数値を入れるようになっていきます。網かけが出ているところは、この様式が送られてきたときにあらかじめ県のほうで入力されてきた数字です。これ以降も何か所か網かけされた欄が出てきますけれども、そこはあらかじめ県で入力されているところ、または自動計算で算出される欄となっております。

1枚めくって裏側をご覧ください。裏側が2番目、最適化活動の成果目標としまして、まず(1)の現状と課題というところで、管内の農地面積はあらかじめ入っているところがあります。これまでの集積面積は23.1ヘクタールとなっております。集積面積といいますのは、認定農業者の方と先ほど説明しました基本構想水準到達者の経営面積の合計となります。集積率は15.8%。課題としまして、経営規模拡大の意向を示す農業者が少なく、新規就農促進に向けた取組が必要。その一方で、市街化区域内の区画整理事業における減歩や生産緑地地区の相続に伴う買取り申出などの要因もあり、集積面積が増えない側面もあるとしてあります。これは昨年度と同じです。

2が目標、農地の集積の目標年度、令和15年度で集積率56%とありますが、この数字は先ほどの資料3-2のほうに書いてあるんですけども、ここは所属する県の目標数値と合わせなさいということになっていまして、埼玉県の基本方針の目標の数値が令和15年度で集積率56%となっているので、その数字を載せております。実際は、ここまで到達するのは八潮市にとってはかなり厳しい数値で、実現不可能といってもいいくらいなんですけれども、ここは県の目標に合わせることでされています。そうしますと、この下の今年度の新規集積面積で5.87ヘクタールというのがありますけれども、これは県の目標年度と集積率がもう決められているので、それから逆算していくと自動的にこういった数値になってしまう。影のついたところ、農地面積とか、今年度末の集積面積とかは自動で算出される、この数字にしかならない、そのような数字となっております。

(2)にいきまして、遊休農地の解消、現状及び課題としまして、まず現状としまして、遊休農地面積が1.68ヘクタール、緑区分というところを書いてありますけれども、緑区分の遊休農地というのは、草刈り等で解消をされて耕作が可能になるような農地をいいます。隣に黄色区分というのがありますけれども、黄色区分というのは重度の遊休農地といえますか、木とかが生い茂って重機とか持ってきて基盤整備をしないと畑にできないような農地、八潮の農地は全部緑区分と判断しておりまして、この面積が1.68ヘクタール。課題としまして、農業従事者の高齢化により耕作の継続が困難になった農地や非農家が相続により取得した農地が遊休化する傾向が見られるので、注意を払う必要があるとしております。

次に、下にいきまして、遊休農地の解消に向けた目標なんですけれども、ここも網かけなので自動的に入っているところです。令和3年度の遊休農地面積を書くようになっておりまして、令和3年度の遊休農地面積は1.3ヘクタール。ここは去年から変わっていない数字で

す。下の遊休農地の解消目標面積も、上の遊休農地の5分の1の面積を書くと決まっておりますので、自動的にこの数値になります。その下の黄色区分はなしで、一番下の新規発生遊休農地の解消面積、去年新規に発生した遊休農地面積といいますのは、皆さんに調査していただいた後、事務局で調べて、実際5,800平米ほどあったんですけども、先ほどの資料3-2のほうに、こちらのほうに遊休農地の解消面積の設定の仕方も載っております、そのガイドでは新規発生遊休農地というのは、全部解消面積に含めなさいとなっているんですけども、そうすると先ほどの年間の解消目標面積0.26よりも新規発生した面積、0.58ヘクタール、大きくなってしまって、ちょっと矛盾が生じるので、ここは調整して0.2ヘクタールとしているところであります。

次に、隣の右側のページをご覧ください。（3）新規参入の促進です。過去、ずっと新規参入というのはなかったんですけども、去年12月、規模は小さいんですけども、〇〇〇さんという会社が〇〇の〇〇、〇〇〇に近いところで、農地の賃借の許可出ましたので、そこをカウントして、今、1経営体、〇〇ヘクタールと記載しております。こちらの課題としましては、農地法3条や利用権の設定の要件を満足するような相談者は少なく、法人の参入についても、大部分が小規模農地で構成される地域の特性により困難な状況であるとしています。

次に、新規参入に向けた権利移動面積の目標、こちらは令和元年度から3年度の平均面積を書くと決まっております、こちらの平均面積が0.46ヘクタール、その下の新規参入者への貸付け等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積、これは上の権利移動面積の平均の1割以上を記入という決まりがありますので、0.46ヘクタールの1割以上ということで、0.05ヘクタールと記載しております。

次に、2番に最適化の活動目標、こちらの一月当たりの1人当たりの活動日数は、昨年引き続き7日としております。それなので、皆さんに毎月している活動記録簿はこの7日を超える目標のために、8日分出してくださいとお願いしているところです。

次、（2）の活動強化月間の設定目標、これも先ほどの国からの指針で3回以上行ってくださいと伺っております、それなので3回。内容としましては、下の10月、12月、2月に書いてあるとおりで、内容は今年と同じです。引き続き行っていくこととしております。

最後に、（3）新規参入相談会への参加目標、こちらは八潮市自体でこういった会を開くのはちょっと難しいということで、ただし国や県が主催する新規参入相談会、そういう会場に参加すれば実績として数えていいですよというものなので、今年度、大塚委員と新井委員で行っていただいた新規就農参入フェア、こちらを来年度も同様にどなたかに行っていただくという目標にしておりまして、1回としております。

資料3の令和6年度最適化活動の目標の設定等についての説明は以上となります。この形

でよろしければ、県に報告、またホームページで公表したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等がございましたらお願いをいたします。

よろしいですか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 それでは、これでこの件は終了したいと思います。

それでは、令和6年度の最適化活動の目標設定につきまして、案のとおり期日までに公表されるようお願いをいたします。

次に、依頼事項、農地利用最適化推進1・1・1運動の報告書について、事務局より説明をお願いをいたします。

○事務局 続いて、資料4をご覧ください。

農地利用最適化推進1・1・1運動の活動報告についてでございますが、委員になられて初めて聞くという方もいらっしゃると思いますので、まず1・1・1運動とは何かということを中心に説明いたします。

こちらは、各委員一人一人が1年間に1件、農地利用の最適化に向けた活動をしようという運動のことで、毎年年度末に埼玉県農業会議のほうに活動報告を提出することになっているものです。

この農地利用の最適化というのは、耕作放棄地の発生防止や解消、担い手への農地利用の集積集約、新規就農の促進、こういったことに向けた活動ということになっています。

3ページから6ページにかけては、要領となっております、活動の取組に当たっての説明が示されています。

そして、具体的にどのように記入したらよいかということをお開きいただきたいと思うんですが、様式1記入例として、取組内容とその記載の仕方が示されております。ただし、こちらはあくまでも例となっております、このような立派な事例でなくても構いませんので、こちらをちょっと参考にいただければと思います。

なお、各農業委員会で一つずつ農業委員会の活動結果報告と代表的な委員さんの活動事例の2種類を県に報告することになっております。参考までに昨年度のものとして、9ページをお開きいただきたいと思いますが、八潮市農業委員会の取組内容が9ページに、次のページ、10ページに代表的な委員さんの活動例として、昨年度は福岡委員が活動報告したものを添付しております。

一番最後に、様式1とあります1枚ぺらのものなんですけれども、委員個表という報告用紙が1枚あると思いますが、先ほどの記入例などを参考にして、皆さんに提出していただければと思います。必ずしも成果が出なくても構いませんので、何かやっても効果がなかなか出なかったとか、まだ継続中とか、そういった感じのものでもきちっとした立派な結果が出ていなくても結構ですので、こちらの様式にご記入いただき、来月の総会までにこちらの用紙を提出いただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等がございましたらお願いをいたします。

3番、大塚一宏委員。

○3番（大塚一宏委員） 3番、大塚です。

これって市内じゃなくて市外のというか、私、草加の方に田んぼを管理してくれって言われてやることになったんですけれども、それは市外のあれは駄目なんですか。

○事務局 構いません。

○3番（大塚一宏委員） いいんですか。

○議長 よろしいですか。

ほかにございますか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 ないようでしたら、それでは1・1・1運動報告書につきまして、4月の総会までにご提出をお願いをいたします。

次に、依頼事項2件目、「令和7年度県農地利用の最適化施策に関する意見」の提出の実施と、意見集約の協力依頼について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料の5をご覧ください。

こちらでも毎年この時期に農業会議のほうから依頼があるものなんですけれども、毎年農業会議のほうでは、埼玉県下の各農業委員会からの農地利用の最適化施策に関する意見を募集して、それを集約して埼玉県知事のほうに要望を出しております。それを今年もやりますのでよろしくお願いいたします、そういった内容になるんですけれども、資料5を1枚めくっていただいて、3ページをご覧ください。この最適化に関する意見提出の背景と趣旨について、これを読んで説明したいと思います。

改正農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村においては、令和6年度中に地域計画が策定され、令和7年度からはその達成に向けた活動を展開することが重要となります。また、「食料・農業・農村基本法」の改正や農地制度関係法の改正などが今、通常国会に提出され、

令和7年度から本格的に施行される予定となっており、新たな法制度を適正に運用することも必要となります。他方、農業委員会としては、農地の利用集積・集約化や農業者の確保育成等の農地利用の最適化活動を展開する中で、様々な課題に直面しているといわれます。そこで、農業委員会や農業委員会ネットワーク組織となっている（一社）埼玉県農業会議の重要な役割として農業委員会法に位置づけられております「農地利用最適化施策に関する意見」を提出することは、地域農業の活性化や振興には重要な活動となります。そのため、今年度も各農業委員会から必要な制度や支援策等について、意見をいただき、意見集約することといたしましたのでご協力をお願いいたします。

こういった趣旨となっております。また1枚めくって、裏側の4ページ、5ページをご覧ください。こちらに挙げていただく意見のポイントが出ております。4ページの(3)から、1番目として、農地の確保と有効利用というテーマで①から③まで挙げられております。

2番目として、担い手に関する事項として、1番人材確保、2番経営改善支援、3番地域農産物に関する事項。隣、5ページにいきまして、3番目としまして、地理的要因・環境保全等を踏まえた農地利用の最適化ということで、同様に3つほど項目が書かれております。意見を要望するに当たりまして、ポイントの例示ということで、これに限るものではありませんが、ポイントで列記した内容についての提案をいただくと助かるということです。ですから、このポイントを見ていただいて、これについてちょっとこういう意見があるのかな、そういうことがございましたら、資料の5の裏側に埼玉県農業会議行きという意見提出用紙があるんですけども、こちらに記載いただきまして、これを市から意見提出する場合は5月27日が締切りになっておりますので、意見がある場合は、来月4月の総会までに提出いただきたいと思います。その後、意見がありましたら、事務局でまとめまして、5月の総会に諮って、県に提出したいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

資料5の説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。

次に、協議事項2件目、令和6年度農業委員会総会並びに研修会等の日程（案）について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料6をご覧ください。

令和6年度農業委員会総会及び研修会等日程表（案）ということで、令和6年4月25日から令和7年3月25日までの12回分掲載をさせていただいております。会議室等の予約が取れましたので、日程を組ませていただきました。日にちは毎月25日を基本に設定しております。通常午後2時から開始とします。ただし、日程、開始時間等に変更が生じたときは、その都度通知をいたします。会場につきましては、本日利用しております会議室3-4を予約が取れました。

9月25日には農地パトロール、翌年1月24日も農地パトロールを予定しております。また、10月24日ですが、24日、25日に県外視察研修ということで日程を入れさせていただきましたが、こちらにつきまして、本日、皆さんで話し合っていていただいて、その日でよろしいかどうかご意見いただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま、総会の日程及び研修会等の日程が説明がございましたが、会場につきましては全て本日行っているこの会議室で行います。

そして、今、事務局より説明がございました10月の研修なんです、県外研修、一応24日が総会というふうに認識していますと、24、25が県外研修になります。この週末、市民まつりなんです。多分、26、27でやって、26はわんぱく相撲のほうだけで、27がメイン、今年度と同様にメインになると思うんです。委員さんが車で来て駐車していくと、今現在、市の駐車場は市民まつりのときに会場になってしまいますので置けないことになります。その問題もありまして、日程をどうするか、こういうご提案だったと思うんですけれども、ご意見ございますか。

○事務局 もし、24、25で駐車場の問題だけであれば、ちょっとこれから打診してみないと分からないところではあるんですが、場合によっては以前と同じようにJ Aさいかつ八條支店さんの会議室を借りて、そちらにということも考えております。

○議長 今、事務局から説明がありましたJ Aさいかつの2階の会議室で総会を行って、J Aさいかつの駐車場の一部をお借りして、そこに車を駐車させていただくと、こういう案でございます。

○3番（大塚一宏委員） 市民まつりは26、27なんでしょう。車は関係ないじゃないですか。

○議長 金曜日からテント張り出してしまおう。

○3番（大塚一宏委員） 金曜日からだったら大丈夫じゃないの。

金曜日には帰ってきちゃうんだから、でもあれか、帰ってくるの夕方か。

○議長 駐車場だけの件であつたら、今、言ったようにJ Aさいかつのほうの駐車場をお借りすると、そういう案も考えもできるんですけれども、いかがいたしますか。

日程を前進させるか、それともこのままの日程で。

—— 委員より「このままでいいと思います」の声あり ——

○議長 日程、そのままです。

—— 委員より「はい」の声あり ——

○議長 分かりました。

じゃ、あと会議の総会の場所と駐車場スペースの関係、そっちのほうをクリアしていただ

ければいいと思います。

この日程表の（案）、この案を消しておいてください。これは全て予定表に入力するなり、あるいはこの日程表を保管しておいてください。

次に、報告事項3件目、令和6年度八潮市農業予算の概要について、事務局より説明をお願いをいたします。

○事務局 令和6年度八潮市農業予算の概要でございますが、3月19日に八潮市議会が最終日を迎えまして、一般予算案が可決をされましたので確定をいたしました。

来年度の都市農業課の予算といたしまして、大きく変わるものをご説明をさせていただきます。

農業振興費の農業近代化施設導入事業費補助金、これは今まで460万の予算だったんですが、半額の230万円になりました。原因としましては、令和3年度、4年度が約100万ちょっとの金額であったことから、予算のほうが下げられております。また、農地費の古利根堰耐震事業費負担金、こちらにつきましては、1,038万4,000円から403万3,000円で、635万1,000円下がっているんですが、こちらにつきましては、途中で金額等変更がありまして毎年度補正予算を組んでおりますので、こちらのほうは大きくそんなに変わらない予算になるかと思えます。

続きまして、裏面のほうご覧ください。

新たな事業として取り組むことが3点ございます。

2番の経営体支援事業の下から2番目、二重丸になっているものなんですけれども、地域計画策定業務委託料279万4,000円でございますが、こちらにつきましては、通称三日月農地、そこを地域計画に策定するための費用になります。具体的には、10年後どのような形で農地を維持していくかというものを今年度協議をしていきまして、地図をつくっていく形になります。それはあくまでも予定になりますので、随時変更することもできます。

続きまして、3番の農業担い手育成事業、二重丸になっております八潮市明日の農業担い手育成塾補助金、こちらにつきましては、新規就農者の支援をするための費用になりまして、まず1年目としましては、どちらかの農家さんにお世話になりまして、農業の基礎を学んでいただき、2年、3年目で実践的な体験をして、自分でやっていただくというものになります。こちらの事業につきましては、県内では26事業ございまして、対象になっている市町村が約50弱ございますので、来年度八潮も取り組む形になります。

3番目としましては、4番の環境保全型農業推進事業でございます。こちらは生分解マルチ購入事業費補助金、こちらにつきましては、マルチの生分解ということで、終わった後そのまま剥がしたりせずに、土の中に捨てていただければ自然と分解していく形になるものがございます。こちらについて補助金を交付するような形で、今、取組を検討しております。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

それでは、最後になりますが、次回の日程につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次回の日程につきましては、先ほど申し上げましたけれども、令和5年4月25日木曜日、午後2時より、こちらの会議室3-4で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局より4月の農業委員総会のご案内がございました。

それでは、最後に皆様から全体を通して何かありましたらお願いをいたします。

○事務局 事務局からのお知らせになります。

令和6年度の職員配置につきましては、本日の大体4時半前後に出ますので、本日ここでお知らせすることができません。一応4月の総会でお配りする予定にしておりますが、早めにお知りになりたい方は月曜日以降おいでいただければ、こちらでお渡しすることもできますので、よろしくお願いいたします。

○議長 それでは、ほかにありませんか。何かありましたらお願いをいたします。

5番、福岡委員。

○5番（福岡達則委員） 八潮市農業予算の先ほどの内容なんですけれども、近代化施設導入補助金ですか、これ半額になりましたよね。これというのは利用率が少ないから半額ということでしょうか。

○議長 局長。

○事務局長 今までの実績、令和3年度、4年度につきましては、実績額として100万ちょっと、150万までたしかいかなかったと思いますので、それでちょっと削られてしまったという形になります。

○5番（福岡達則委員） その前は補助金が足りないのもあったと思うんですけれども、その場合はいつも案分で、実際の金額より低く補助したと思うんですけれども、やっぱりこうやってまた減らしちゃうということは、また上がるには大変な苦労があるんじゃないかなと思うんですけれども。

○事務局長 そうです。上げる場合につきましては、1年、2年とかの実績に基づいてじゃないと、なかなかちょっと財政のほうには納得いただく状況にはならないのかなとは思いますが。

○5番（福岡達則委員） 今、全て道具でもなんでもそうですけれども、資材費が上がっていて、例えばハウス一つ建てるにも以前と比較して倍近い値段になっているわけです。そのと

きにこの補助金が今までの補助金より上がった分上がるかといったら、上がらないです。本来なら、補助率をもっと上げていったほうがいいんじゃないかと思うんですよ。

4割とか5割じゃなく、例えば枠内で使うんだったら、変な話8割でもいいと思うんですよ。その辺のことを少し市のほうも考えていただければ、皆さんの利用にも拍車がかかるんじゃないかなと思うんですけれども、ちょっとこの近年の資材の上がり方とか、機械の上がり方はかなり上がっているんで、もう一度補助金のほうの見直しを考えていただきたいなと思ひまして。

○事務局長 分かりました。その辺を参考にさせていただいて、令和7年度の予算取りのほうには反映させていただきたいと思ひます。

○5番（福岡達則委員） 環境型保全農業何とかの事業で、生分解マルチの購入補助金ですか、以前も昔あったと思うんですけれども、このマルチの補助金というのは、使っている人はどれだけいるんですか。

○議長 これ、補助金、使っていない。

生分解は使っているけれども、補助金は使っていない。価格は普通のマルチよりも3倍以上。

○5番（福岡達則委員） だから、どれだけの利用率があったのですか。

○議長 あれ、地温の上りが生分解だと低いでしょう。普通の黒マルチほどは地温が上がらないんだよね。それが問題なんだけれども。

ほかにございますか。

6番、飯山委員。

○6番（飯山敏行委員） 6番、飯山です。

日々農業委員として農地パトロールしているんですけれども、事務局さんにちょっとお伺いしたいんですけれども、私が持っている鶴ヶ曾根地区、特に河川なんですけれども、旧堤と新しい堤防との間の側道で、何かハト小屋ですか、あれかと思っていると、昨日もそうなんですけれども、ちょっと回ってみたら、またハト小屋増えていないかと思って、このところでちょっと今、鈴木さんには言われたんですけれども、一部お寺があるんですけれども、そのところもちょっと人間が少しいまして、また新しいハト小屋製作しているんじゃないかなと思っているんですけれども、農業委員会としてはハト小屋等はどうか考えたほうがいいのかね。

○事務局 そこはちょっと事務局で認識はしていなかったんですけれども、まず、そこ、農地かどうかですよね。農地であれば農地法違反ということになるので。

○2番（鈴木新一委員） どっちかといったら、あれば河川事務所のほうの苦情ですよ。

○6番（飯山敏行委員） そういうふうになるんですかね。あそこは八潮市とか、国交省との

ですものね。

行くたびにベニヤ板で囲ってしまえばハト小屋になっちゃうんで、増えていく率が、このところ増えてきたなと実感しているんですよ。

○8番（鈴木 隆委員） どのぐらいの面積なんですか。

○6番（飯山敏行委員） そんなないですよ。

そんなレベルではないですよ。ハト小屋といってもちょっとした小さいのが、ちょこちょこ行くたびに。

○2番（鈴木新一委員） 元はヨシが生えたような雑地ですよ。

○6番（飯山敏行委員） 最初、入りは多分、農地、要するに家庭菜園で借りるから、じゃあれだからハト等が趣味な人、多分ハトリストだと思うんですけども、そういう方がお借りして、ベニヤ板をちょこちょこできて行って、いつの間にか団地みたいになっていて、どんどん新しい住宅街が建っていく。

自分でもちょっと判断が困る。側道です。側道に沿って、どうしても車で行くじゃないですか。1つ建ってあれすると、少しずつ少しずつ。

○2番（鈴木新一委員） 本来は河川事務所のほうに、川の流れを阻害するようなものは駄目だという。

○事務局 農地法だけじゃなくて、いろんな法律に触れてくると思います。

○議長 パトロールを強化してもらうほかないでしょうね。

○事務局 ちょっと事務局で確認をしておきます。

○議長 ほかにございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようでしたら、これで議長の席を下ろさせていただきます。皆様のご協力、ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○事務局長 小早川会長、議事の進行、大変お疲れさまでした。

また、委員の皆様には慎重審議をしていただき、誠にありがとうございました。

それでは、閉会の言葉を鈴木新一会長職務代理よりお願いいたします。

○会長代理（鈴木新一委員） 本日は長時間になりましたけれども、お疲れさまでした。また慎重審議ありがとうございました。

このところ数日間強風が吹いていて、ハウスをお持ちの方は大変心配されたと思いますけ

れども、私もたまたま卓球と一緒にやっている人、〇〇〇さんという方ですけれども、お金を融資していただいてハウスを建てたんですけれども、やっぱりドアが開いていたのか何かで簡単に破れてしまって、あと五、六十万ぐらいかかるかなとっていましたがけれども、破けてしまとなかなかお金がかかるので、気をつけなきゃいけないなと思ったんですけれども、風が1メートル吹くと0.5度ぐらい体感が下がるということなんで、10メートルぐらい吹いていますんで、計算すると5度ぐらい体感温度が下がるみたいで、体にもよくないなと思って、体調に気をつけていただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして、本日の総会を閉会とさせていただきます。

○事務局長 ありがとうございました。

これにて散会といたします。大変お疲れさまでした。

閉会 午後3時16分